

【第三回文書館ウイーク 特別講演・シンポジウム】

文書館の昨日・今日・明日——世紀を越えて——

講師 安藤正人（国文学研究資料館史料館教授）

広田暢久（元山口県文書館副館長）

利岡俊昭（元山口県文書館専門研究員）

北川 健（元山口県文書館専門研究員）

司会 戸島 昭（山口県文書館副館長）

記録 伊藤一晴（山口県文書館研究員）

【戸島】 今日の司会を勤めます戸島でございます。よろしくお願い申し上げます。山口県文書館は昭和三十四年（一九五九）四月の創立です。そこから数えて平成十一年（一九九九）四月に創立四十年を経過しました。これを節目として、一昨年、一九九九年の一月に第一回文書館ウイークを、昨年、二〇〇〇年一月に第二回文書館ウイークを、

【特別講演・シンポジウム】 文書館の昨日・今日・明日

——世紀を越えて——

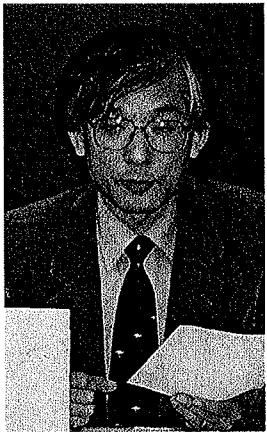
年」という二つの組み合わせの行事は、「文書・記録を

第一ステージ【文書館の昨日】

の役割を考えてみようという企画です。文書館の活動に関わってこられた方々全員に登壇し発言して頂きたいところですが、それはかねませんので、四名の代表者に限らせて頂きました。シンポジウムの途中で出席者の皆さんからの発言の機会を少々設定しておりますので、ご質問・ご発言を頂ければあり難く思います。

今日の二時間半の進行に関しては、事前にシナリオを作成して、講師の皆様方に、それぞれこちらがお聞きしたいことをあらかじめ質問して、それに答えて頂く形を採ることに致しました。「文書館の昨日」が第一ステージ、「文書館の今日」が第二ステージであります。そして少し質問の時間を挟みまして、第三ステージの「文書館の明日」に入りたいと思います。

(講師紹介・配付資料の説明により略)



安藤正人氏
文書館の昨日

それでは早速ですが、最初に国文学研究資料館史料館教授の安藤正人先生にご発言頂こうと思います。私が先生にお聞きしたい話として、「世界の文書館・日本の文書館」という題目をお願い致しました。それではよろしくお願いします。

【安藤】安藤でございます。よろしくお願ひ致します。

戸島さんの方から、世界の文書館と日本の文書館を二十分で喋れという無理な注文を頂きまして、非常に悩みながらやつてしまりました。おそらく十分な話ができないと思いますが、あらかじめご容赦願いたいと思います。また私は山口県文書館に即した話はできませんし、その辺りに関しては、あとの三人の先生方が十分お話になるかと思います。よつて私は今日のシンポジウム全体とは少しけ離れた話をすることになるかも知れませんが、

ら、私は特に一〇世紀に焦点をあてて、世界の文書館・日本の文書館について振り返つてみたいと思います。まず、二〇世紀の世界の文書館が担つてきたものに触れ、その後、日本の文書館がどのようにして発展してきたかを考えてみたいと思います。

文書館、これを英語ではアーカイブズということはござりますが、文書館アーカイブズは何ぞや、ということを一言で説明するのは、非常に難しい。私は文書館が四つの顔を持っていると説明すればどうかと思っています。私たちはよく、図書館・博物館と並ぶ三大文化施設の一つとして文書館を説明することが多いの

ですが、「文化施設」という言葉を使う時、私たちは比

較的この言葉の持つ常識的なニュアンス、つまり教養的・学術的な施設という意味合いを込めて使うことが多いと思います。そういう意味での、文化施設としての文書館は、文書館の重要な顔、第一番目の顔だと思います。但し、それはあくまでも一つの顔であつて、それだけで必ずしも文書館の本質を全て説明しきれているとは言えないよう思うんですね。

では二つ目の顔とは何か。これは少し難しい言葉になりますけれども、組織体の情報センター、あるいは組織体の記憶中枢ともいいましょうか、そういう位置づけです。文書館の文書館たる機能の中心はどこにあるか? 行政体の文書館の場合でも、企業の文書館の場合でも同じだと思いますが、他ならぬ親組織体の文書を引き継いでいき、その保存文書は、他ならぬ親組織体の活動のための情報資源として活用していく。そこに文書館の文書館たる機能の中心があると思うんですね。これが文書館

の第一の顔として非常に重要な点ではないかと思います。

今、私は文書館の二つの顔を申し上げました。しかし、それでもなお、文書館の性格全てを理解するには十分ではないと思うのです。私は少なくとも、あと二つの顔について考える必要があると思います。一つはこれまで理念的な言い方になつて恐縮ですが、民主主義の基本としての文書館です。そして最後の一つは民族や国家、あるいは地域のアイデンティティーといいましょうか、自分の存在を証明する、その拠り所としての文書館という顔であります。

三番目に挙げた民主主義の基盤としての文書館という考え方の土台には、記録史料、特に公文書というものが、市民・国民の共有財産であり、故に市民の権利を保障するための拠り所であるという理念があるわけですね。この理念は、フランス革命をきっかけにしてフランスで生まれた、近代文書館の基本的な思想であります。これについてはこれ以上深く踏み込まんけれども、私はこ

のフランスで生まれた近代文書館の思想は、二百年経った今も変わることのない文書館の基本的な理念・思想だと信じているわけです。

さて、私たち日本人にとって一番理解されていない、あるいは認識の薄い世界の文書館の顔とは、最後に挙げた、民族や国家あるいは地域のアイデンティティーの拠り所という、四つ目の顔だと思うんです。私が最近一番関心があるのがここでもありますので、このことについて、ちょっと詳しくお話をしたいと思います。

一昨年の秋になりますけれども、私はイスラエルのエルサレムを訪れました。今や大変な紛争の最中で外国人は容易に踏み込めない場所となつていて、一昨年の秋はちょうど二千年紀のお祝いということもあって、外国人観光客で溢れかえつておりました。そのイスラエルに、イスラエル国立シオニズム・アーカイブズというものがあります。つまり、シオニズム文書館ですね。シオニズムというのはご承知かと思いますけれども、パレ

スチナの地にユダヤ人国家を建設することを目的とした、ユダヤ主義に基づいた、ユダヤ民族運動であります。これが戦後のイスラエル建国に結びついていったわけです。この国立シオニズム文書館では、ナチスによるホロコーストをはじめとする世界各国で行われたユダヤ人への迫害、その歴史、あるいは戦後のイスラエル建国に結びつく様々なユダヤ人達の運動、そういうものに係わる記録史料を世界中から収集・保存しております。いわばイスラエルの建国文書館といった、そういう文書館なんですね。勿論、イスラエル国立文書館は別にありますが、特にイスラエル建国に係わる、シオニズム運動に関する文書を収集しているところなんです。具体的にどういう文書があるかというと、例えばワルシャワ・ゲットーのようないいユダヤ人強制移住区での生活に関する様々な日常的な記録であるとか、あるいはドイツやポーランドから戦後収集したユダヤ人強制収容所関係の史料とか、あるいは世界各地のユダヤ人協会の団体史料等もありました。

〔特別講演・シンポジウム〕 文書館の昨日・今日・明日
— 世纪を越えて —

同様にまた文書館をそういう民族、あるいは国家や地域の人間集団の拠り所として活用し、維持していくくといふ考え方・思想は、決してこのシオニズム文書館に特殊なものではありません。それほど強烈ではないにしても、諸外国の文書館には多かれ少なかれ、そういう思想なりがいるものではないかと感じるわけです。

例えば端的な例がワシントンにある米国立公文書館です。非常に有名な世界一の国立公文書館ですが、あそこに行きますと巨大な展示ホールがございまして、その展示ホールの真ん中には、独立宣言が仰々しく飾られています。これも一つの典型的な事例ではないかと思います。アメリカという国家・国民のまとまりの象徴として独立宣言があり、それをまさに文書館の展示ホールの真ん中に飾っている。そういう意識がヨーロッパ・アメリカといつてよいのか、あるいはアジアを含めた世界全体といつてよいのか、とにかく私はかなり世界全体に共通する一つの認識ではないのか、つまり文書館が存在

書館員のグループなんですね。文書館のアーキビストがアーキビスト部隊を編成し入ってきて、フランスの国内にある文書館をまず押さえます。そしてそこにある古い記録・史料を押収していくんですね。勿論、その中で現実の軍事作戦とか占領行政に必要なものは、それに活用していくきます。しかしながら、それに直接関わりのないような古い記録までも押収してしまう。これはなぜか？これはさつき私が申し上げたような、文書館に置かれている史料が民族のアイデンティティの象徴であるというような古い意識をしてはどうも考えられないのです。つまり、戦争や民族紛争においては相手方の精神的な拠り所となつていてる文書館や記録・史料の押収を通じて、相手方を軍事的に打ち負かすだけでなく、相手方を精神的に打ち負かす、そういう意図があつたのではないかと私は思います。

それを思うにつけとも、同じようなことが歴史では繰り返されるものなんだなあと感じたのが、ごく最近のボ

スニア紛争であります。一九九四年、ボスニア紛争が最も激しかった時、まだ僅か六年前ですけれども、ボスニア・ヘルツェゴビナの文書館や図書館が集中攻撃を浴びました。燃えさかる文書館や図書館の映像が公開されて、非常にショッキングな映像だったと思うんですが、これは偶々軍事目標を攻撃するための砲弾がそれで文書館に当たつたのではないんですね。まさに相手方の民族の精神的な拠り所を徹底的に破壊しようとして、意図的に文書館を攻撃しているんです。民族紛争において、このようないことが行われていることを、私たちは知るべきではないかと思います。

これは遠いヨーロッパの話のように思えるかも知れませんが、実はそうではありません。日本の場合でも同じような事例があつたんですね。二十世紀、事實上の日本の植民地であつた「満州」でも、少し性格は違いますが、同じ様な文書略奪の事例がありました。一九三二年に「満州国」が建国されたのですが、その五年後の昭和十

あるいは植民地支配の世紀であったと言えます。このことは言葉を換えれば、二十世紀は文書館や記録・史料にとっても受難の世紀であったことを意味します。なぜか？ 戰争や植民地支配の際に相手側の軍事文書や行政文書を接収・奪取する、これはいわば常識であります。軍事作戦や占領行政、あるいは植民地行政に不可欠なために、相手側の文書を接収・奪取することは、どこでも行われたことなんですね。しかし目下の軍事作戦とか占領行政に不必要的過去の文書館資料までは接収や略奪の対象にすることはない、と普通想像されますが、決してそうではない。多くの戦争、あるいは民族紛争の際に、相手方の文書館を攻撃し、そこにある文書資料を奪取する、あるいは焼いてしまうことは非常に盛んに行われたのです。例えばナチスドイツはフランスを占領致しますけれども、真っ先に入つてくるのはアーキビスト、つまり文

二年、「満州國」の年号では康徳四年という年号になります。その内容は「満州國」の本土の官公庁に「旧記ノ統一管理ニ關スル件」という國務院の訓令が出されています。省にある旧記を全て奉天（瀋陽）の「満州國立奉天図書館」に集中しろという、そういうものだったのです。旧記とはいわゆる過去の文書・記録史料のことです、中国では档案といいます。これを日本は「満州國」の建設・建国の重要な資料としてきたのです。この法令によつて民間団体を含む中国東北地方全土の機関から約二三〇万点という膨大な文書・記録史料が「国立奉天図書館」に集中されたのです。この時、「満州國」の図書館の中には「旧記整理処」という名前の施設がつくられています。「旧記整理処」とは旧記を整理する場所、つまり一種の文書館なんですね。ここでは日本人の図書館員が中心となつて、旧記の収集・保存事業を行つたんです。この旧記集中政策は、文書の保存をするんだという名目で行わ

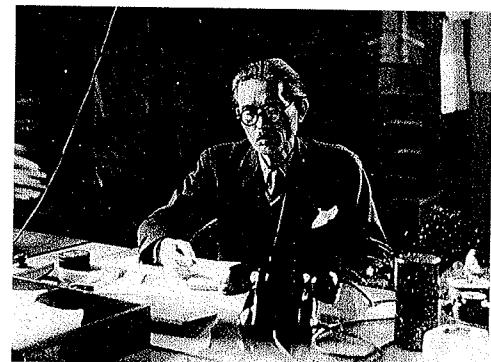
れ、事実、文書の保存という積極的な意味もあったのですが、中国の人の立場からしてみますと貴重な地域の記録が日本人によって略奪されたと感じられたわけです。数年前に出た『中国档案事業史』という中国の文書館の人達が書いた本の中でも、「旧記整理処への档案集中は、日本の侵略者が軍事侵略の資源としてこれを活用するための略奪であるばかりでなく、民族の自尊心を破壊し、中国の歴史を歪める企てであった」と非常に厳しく批判されています。比較的知られていない歴史でありますけれども、日本の係わった「満州國」の歴史の中で、いわば文書館前史のような歴史があつたわけで、私たちは今後研究を重ねていく必要があるのではないかと思います。そういうことを知るにつけ、中国の中で文書館とか記録史料というものがどういう位置づけであつたのかを、もう少し国際的な視野の中で考え直すことが必要ではないか、相手方の民族の立場にたつて考えることが必要ではないかという気がするわけです。

さて、私は四つの顔ということで世界の文書館の性格を紹介したわけですが、日本にこういった文書館がいつ、どのようになかたちで導入されたかについては、皆さんもある程度ご存じではないかと思います。確かに戦前、かなり早い時期に欧米の文書館が日本に紹介されておりました。三浦周行とか幸田成友といった歴史学者・古文書学者が、大正・昭和期に欧米の文書館を訪問して、かなり正確にその姿を紹介しております。しかしながら、実際に具体的なシステムとして文書館が日本に導入されたのは戦後になります。私が今勤務している国文学研究資料館史料館は、もと文部省史料館といいまして、一九五一年にできました。ちょうど今年で五十周年になります。初期には、国立公文書館としての性格を持った、まさに歐米のようなアーカイブズとして発展させようという構想もあつたようです。その証拠に一九四九年頃に文部省の説明書のようないのがGHQに提出されているのですが、その中では文部省史料館の英訳としてアーカ

イブズという英語が使われています。しかしながらその構想は実現せず、結局、文部省史料館は全国の散逸の危機にある近世文書等を収集する、まさに史料館として設置されたわけです。いわゆる本格的な意味での文書館、つまり、さつき私が申し上げた言い方で言えば、単なる第一の顔だけではなくて、特に第二の顔である、組織体の記録をきちんと保存して、これを組織体のために活用する、そういう意味での文書館として初めて設立したのが、この山口県文書館です。そして、この山口県文書館生みの親が、当時の山口県立山口図書館の鈴木賢祐館長です。

鈴木館長につきましては非常に多くの紹介があつて、最近では北海道立文書館の青山英幸さんが『記録史料の管理と文書館』（北海道大学出版会、一九九六）という、私と青山さんが共同で編集した本の中でも詳しく紹介されていますし、私はそれを引用する形で昨年読売新聞に短い記事を書きましたので、詳しくは紹介致しません。

しかしながら、この鈴木山口県立山口図書館長は非常に大きな仕事をされたと私は思います。改めて当時の鈴木館長の功績について私なりに何点か指摘致しますと、やはり一番大きいのは、欧米の文書館学をきちんと勉強されて、これを翻訳し、欧米文書館学の研究に基づいた本格的なアーカイブズのシステムを導入されたことだと思います。その際、特に文書館の第一の顔、つまり文化施設としての側面だけではなくて、第二の顔である組織・機関にとつての情報センターという文書館の基本機能を理解された上で、これを何とか山口県の中に導入しようと取り組みをされているところに、非常に大きな意



鈴木賢祐山口図書館長（昭和28年頃）

の皆さんが翻訳された外国の文書館学文献がこの前にいくつか並んでおります。これらを見ると、いかに真剣に文書館というものの実務を詳しく検討され、導入されようとしたか、よく分かるわけです。実務的にもアメリカの文書館の実務書を翻訳されて、これを導入しようとして

鈴木賢祐山口図書館館長（昭和28年頃）

そのものの存在は明治・大正時代から知られていたわけですが、鈴木館長は、一体それが図書館と違つてどのような仕事をするのかということを実務のレベルまで踏み込んで詳しく述べる。それは鈴木館長の功績だと思います。また、文書館と図書館との違いを明確に理解できたのは、鈴木館長が図書館人であり図書館学者でもあったからではないかと思います。それからもう一つ思いますのは、実は鈴木館長の経歴を見せて頂きますと、図書館学者として、あるいは図

書館人としての輝かしい経験の中に、「満州」に渡られた経験が含まれています。一九四四年、昭和十九年の十二月に「満州国」の中央図書館に入り、そして僅か半年余りで敗戦を迎えていました。つまり敗戦時に「満州国」の中央図書館に勤務されていたんです。この「満州国」

昭和33年に鈴木館長を中心として翻訳出版した文書館関連文献

の中央図書館はさつき申し上げた満州国旧記整理處があつた奉天図書館の後身であります。鈴木先生が敗戦時に「満州」において敗戦処理がなされたことは、すなわち舊記整理處において敗戦処理が

行われた時にも、そのかなり近くにおられたことを意味します。鈴木先生がこの旧記整理処そのものの職員であつたのか、あるいはそうでなかつたのかは、今のところ確認できておりませんけれども、そうであつたにしろ、そうでなかつたにしろ、かなり詳しくこの旧記整理処の活動について知つておられた筈です。また、敗戦の混乱時、この旧記整理処に集中されていた二三〇万の档案が、危うく廃棄される直前までいつたことがありました。その時、日本人の図書館職員を中心とした人々が、旧記整理処の入口に封をして、体を張つて守つたんですね。このことによつて、幸い中国の貴重な档案は現在もほぼ完全な形で、中国の瀋陽にあります遼寧省档案館に保管されています。鈴木先生は、そういう体験を自ら体験なさつたか、少なくともその近くにおられたと、私は想像しています。そういう意味で、日本に文書館をつくろうと思い至つたその背景には、単に文書館学を文献で勉強して、こういうものが重要なんだと理論的に考えただけ

危うく廃棄される直前までいたことがありました。その時、日本人の図書館職員を中心とした人々が、旧記整理処の入口に封をして、体を張って守ったんですね。このことによつて、幸い中国の貴重な档案は現在もほぼ完全な形で、中国の瀋陽にあります遼寧省档案館に保管されています。鈴木先生は、そういう体験を自ら体験なさつたか、少なくともその近くにおられたと、私は想像しています。そういう意味で、日本に文書館をつくろうと思い至つたその背景には、単に文書館学を文献で勉強して、こういうものが重要なんだと理論的に考えただけ

ではなくて、こういった「満州」における事実上の文書館体験が、あるいはその背景にあつたのではないか、と私は思うのです。この辺も日本の文書館前史として非常に重要な今後の研究課題かな、と最近感じています。

時間が過ぎましたので、まとめをしなければなりません。山口県文書館の設立以来、日本の文書館の歩みは既に四十年を過ぎました。この日本の文書館の歩みの中で、いわゆるシステムとしての文書館につきましては、かなり認識され広まってきたと思います。その功績の第一は、やはり鈴木館長を初めとした山口県文書館の皆さんが、諸外国の文書館の具体的な仕事の内容をしっかりと勉強され、日本に導入されたことだと思います。この成果により、文書館という施設が一体何をする施設なのかが、かなり正確な形で伝わり、日本に拡がつていった。そこ

のところに大きな意義を認めらるべきだろうと思います。しかしながら、先ほど申し上げた通り、世界の文書館には、システムとしての文書館の他に第三の顔・第四の顔

という、文書館を支える様々な理念や思想が存在するわけですね。日本には日本独自の文書館思想や理念があるのですけれども、今後のことを考えますと、日本の文書館も世界の文書館や世界の民族との係わりの中で生きていかなければなりません。史料保存もまた世界の中で考えていかなければなりません。そういった時に世界の文書館というものが、どういう理念や思想の中でもいいことかと思うんですね。つまり単に技術やシステムを導入するだけではなく、それを支える思想や理念を学んでいくことが重要ではないかと思うわけです。そういうことで特に第四の顔として挙げました、民族とか国家とか地域のアイデンティティを支える存在としての文書館、そういう文書館の理念が、どうも世界の文書館をより大きな比重で支えているような気がしてならないんです。そこをこれからどのように理解していくかが、私たちの大好きな課題として残されているのではないかと思

います。
非常に端折った話になりまして、まとめもうまくいきませんでしたけれども、以上で私の話を終わらうと思います。

【戸島】 大変ありがとうございました。圧倒されるような内容で、少し時間をおいてゆっくり味わいたいところですが、そもそもいませんので、一息ついて頂いて、次に進みたいと思います。

広田先生には「文書・記録の収集と県政史編集」という、山口県文書館の立ち上がりの頃の大仕事、さらにはその成果について、また一齊に、文書・記録を文書館の書庫にきちんと収めていった文書館職員の第一号である石川卓美先輩のこともお話して頂きたい、という注文をつけております。広田暢久先生は石川卓美先生に次ぐ、文書館職員第一号の大先輩であります。それではよろしくお願ひします。



(昭和37年当時)
石川卓美先生
農民史観で
石川さんは常に農
事務課長として選
ばれました。



久氏暢田

と私は思つ
ております。

鈴木館長

きたのが文
書館であつ
たのではな
かるうか、

鈴木館長は、毎日毎日洋書を枕に寝るような人だつたので、文書館はそういう外国の文献の研究の中から生み出されたのではないか、とおっしゃっていました。しかし、私は石川さんの色々な経験を調べてみて、やはり石川さんと鈴木館長の出逢いがあつたことが、一つの契機だと思います。そして一番大きな理由は、昭和二十六年

・二十七年に渡つて、毛利家文庫と称せられる膨大な数の萩藩の藩政文書が、この山口県立山口図書館に入つてきましたこと、これが山口県文書館を創る一つの大きな原因を為しておるのではないかと思います。それに付け加えて、毛利家文庫が入つてくる以前に、既に山口図書館の中にはたくさんの古文書類と、そして忘れてならないのはたくさんの県の行政文書が収蔵されていたことです。この公称約五万点の毛利家文庫に、約一万点の行政文書を加えた約六万点の史料が、鈴木館長の眼前にあつたわけです。鈴木館長はこの二つの大きな文書群の整理にあたつて、色々な研究を始め、その結果として最終的にで

は明治三十年生まれ、石川さんは明治四十年生まれ、ちょうど歳が十歳ほど違います。鈴木館長は小郡の生まれ、石川さんは山口市の平川生まれでござります。実際二人は同じような経歴なんですね。二人とも中学校を出て、図書館に入るという道は全く同じです。しかも二人が大変似ておりますのは、鈴木館長は大阪府立図書館を経て和歌山県の高等商業学校の図書館に入られ、石川さんは山口図書館に九年間おりまして、その後、山口高等商業学校に入られる。二人共同じように高等商業学校に移られるわけです。しかし、それから道が違うんですね。

最初に結論的なことを申し上げます。鈴木館長はどんな人であったかということ、私は一度しかお会いしたこと

はございませんが、私の印象では、大変近づき難い孤高の人、格調の高い人であったのではなかろうかと思っています。これは図書館の多くの方に聞いてみなければ分かりませんが、私の印象はそうでした。一方石川さんは、大変親しみやすく、田舎の村長さんのような人でした。石川さんの歴史観には、三つの特徴があつたと思います。

まず一番目の特徴は、徹底的な実証主義です。「君の

話はどの本のどこにでているか」ということを常に

言つておら

れました。

そして二番

目の特徴は、

農民史観で

す。石川さ

んは常に農

事務課長として選

利家にあつた膨大な藩政文書の搬入、石川さんが図書館に持ち込んでいた大量の県庁文書と、近藤清石の収集した古文書という二つの史料群がそろつたことが、文書館を創るという鈴木館長の大好きな決断に繋がったのではないかでしようか。たとえ博学の鈴木館長であっても、いきなり文書館を創るということはないと思います。そういう三つの史料群が眼前にあつたからこそ、鈴木館長は考えに考えて、最後の結論として文書館を生みだしたんだ、と私は思つております。

それではなぜ石川さんが大量の県庁文書を図書館に運び込んだのか?この点について私の考えを申し上げておきます。石川さんは先ほど申しましたように、明治四十一年に生まれて、十七歳の大正十三年に山口県立山口図書館に書籍の出納員として勤務するようになります。つまり本の出し入れをする係になつたのです。石川さんはレフアレンスの名人で、閲覧者に対しても非常に的確なレフアレンスをされたのですが、これは石川さんが山口図書館に書籍の出納員として勤務するようになります。つまり

その石川さんが、図書館を辞めるんですね。普通考えてみれば、図書館のように安定したところで、そこで図書館の職員として一生を終えるということは、一番望ましい人生の形ではないかと思うのですが。ではなぜ辞められたのか?実は石川さんが図書館員になられてから、この図書館の中に防長史談会という会がつくられます。そして山口県内の郷土史家が、図書館の郷土志料室にこの会の事務局を置いて、歴史研究雑誌を発行するようになるんですね。それが『防長史学』という雑誌で、昭和五年から十一年にかけての六年間で十三冊の雑誌を出版しているんです。私は当時にしては大変な事業だつたと思います。

主としてこれに携わった人は、小川五郎さんという當時山口高等学校の講師で後に教授になられる方、それから有名な御園生翁甫さんです。同氏はたくさん防長関

係の郷土史を書いていますから、皆様方もご存じかと思います。この二人が責任的な立場に立ち、石川さんが事務局をされることになります。私は石川さんが事務局をやりながら、この二人と接觸をしていく内に、すっかり郷土史にのめり込んだのではないかと思います。のめり込んだ結果が、九年目二十六歳の時に図書館を辞められ、山口高等商業学校東亜経済研究所の山口高等商業学校沿革史編纂委員になられるわけです。つまり図書館の職員から専門学校の職員になつたのです。

そこで何をするかというと、その学校の沿革史を四年かかって作られたんです。石川さんが山口高等商業学校沿革史を書き終えられた時の年齢が三十歳です。二十六歳から三十歳の間に一冊の大きな本をまるまる出版されたんです。その傍ら、先ほど言いましたように『防長史学』という雑誌の編集事務局を続けてやられたわけです。私はこれが石川さんの歴史研究の基礎になつていてるんだと思います。

時間がありませんので端折つて申し上げますが、石川さんが、学校沿革史編纂を通して学ばれたことは、歴史を書くためにはたくさんの史料が必要なんだということだつたんだと思います。そしてその史料をどこか保存する所がなければいけない、と考えられました。この頃、小川五郎さんや御園生翁甫さんという二人の大先輩も、同じように考えられました。そして、そのためには県史編纂所が必要なんだということになりました。石川さんが学校沿革史を書きあげられた翌年の昭和十二年から、県史編纂所ができたんです。但し、県史編纂所といいましても、石川さんがたつた一人の専従職員でした。

そこで、ここが私は肝心なところではないかと思つていますが、石川さんは県学務部の直属の職員になられました。その身分のまま図書館には出向の形で、図書館の郷土志料室で執務をする、そういう形ちを探るんですね。これからが、私は大変重要な点ではないかと思います。

石川さんはその時、県庁から県庁の行政に関する様々な

文書、いわゆる行政文書を大量に県庁から図書館に移しているんですね。私はこれが一番大きな石川さんの功績であろうと思います。

現在の文書館の中の誇るべき史料とは何かと言えば、

一つは藩政文書、いわゆる毛利家文庫に間違はないわけです。もう一つは県庁文書だといえます。明治初年の貴重な記録が文書館にはたくさんあるわけですね。それはこの時、石川さんが県庁から図書館に移したものなのです。石川さんは寒い時も暑い時も、いわゆる荷車を引いて県庁から図書館まで一生懸命運んだ、という話をしておられました。こうして、たくさんの県庁文書が図書館の中にあつたからこそ、私は鈴木館長がどうしても文書館をつくらなくてはいけないのだと認識されたのではないかと思うんです。

石川さんがなぜ県庁文書を集めたかというと、要は高等商業学校の沿革史をつくる時に、明治以降の史料が非常に大切なものだと認識されました。そこで、県庁

文書をどうしても保存するため、県立図書館に持ち帰らなければいけない、という執念を持たれたからではないでしょうか。それが私は史料の収集に繋がつていったのだ、と理解しております。

石川さんの書かれた文書館概要にはこう書いてあります。「山口図書館郷土資料室（記録者註、郷土志料室を改称）に、県学務部直属の山口県史編纂所を設けた。この時特に留意されたことは、編纂に関連して、本県の古今にわたる基本的文書記録を収集し、且つこれの保存と活用についての将来計画を立て、その観点で史料の収集を行なうということであった。従つて同編纂所においては、県史の編纂と共に、史料調査と収集に力を注ぎ、先ず県庁文書の内、明治期の基本史料、置県以来の諸令達、地租改正、秩禄処分、藩債整理、士族授産、県制及び郡市町村制関係文書、その他内閣諸官省の指令通達等の引き渡しを受けた」（山口県文書館『山口県文書館概要』一九六一）。ここに私は、県の文書を県の機関が無くしては

いけない、歴史的な価値があるものを大事に保存するべきとの考え方、つまり文書館の芽生えがあつたんだろう、と思つております。

この後、山口県は県史編纂事業を昭和二十年で打ち切ります。石川さんはその後、平川公民館長、平川農協の理事などを歴任します。ここで忘れてならないのは、平川農民組合の組合長をやつておられることです。そうして、この頃に鈴木館長との出逢いがあるわけです。この

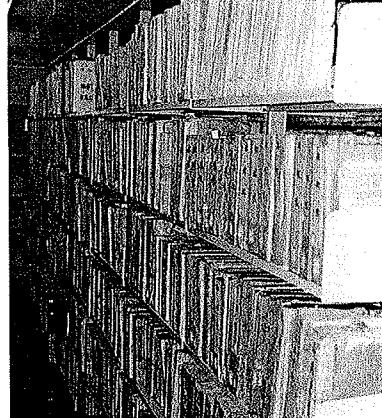
れる。そういう過程を通じて、鈴木館長の文書館構想が芽生え、石川さんが文書館の専任職員の第一号になられることになりました。

私どもは、石川さんを並みの職員とは認識しております。私どもは石川さんは実質上の館長であつたと考えております。これは、私だけでなく、世間の誰もがそう思つているのではないでしようか。以上で、石川さんがなぜ県庁文書を収集されたかについての話を、終了させて頂きます。

【戸島】ありがとうございました。私ども現役職員が

日々書庫で接している文書・記録に関して、ああ、あれがそうだったのか、そういうことだったのかと、合点がいく思いで聞かせて頂きました。只今、文書館の誕生に深く関わる二人の大きな人物の紹介がありました。次に利岡先生にお話を聞きたいと思います。

利岡先生は大学院で勉強した後、草創期の文書館にお

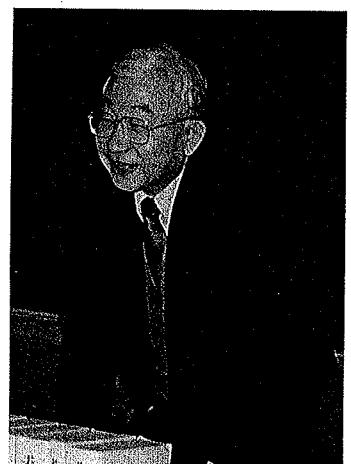


戦前期の県庁
図書館の
中で毛利
家文庫が
入ってき
て、石川
さんはそ
の整理に
タツチさ
文書
書館に引
き継がれ
た（一部）

いて、職員として利用度の高い史料の翻刻・出版事業に重点的に携わった方です。そしてそれが文書館職員の以後のあり方に繋がっていくように思いますので、その辺りのことをお聞きしようと思つて注文をつけました。では利岡先生、よろしくお願ひします。

【利岡】 利岡です。ちょっと喉がガラガラしておりますお聞き苦しいかと思いますが、ご勘弁頂きたいと思います。予定では私の持時間はとっくに過ぎておりますので、「それでは失礼します」と言いたいのですが、「そうはならん」と戸島さんから釘を刺されましたので、簡単に初期のことについての想い、とでもいいますか、それに触れてみたいと思います。

今、安藤さん・広田さんのお二人から、文書館の熱気が色々と伝えられたと思います。私は実は昭和三十三年から三十七年、ちょうど図書館の「郷土資料室」から文書館ができる頃ですが、利用者として通つておりました。



利岡俊昭氏

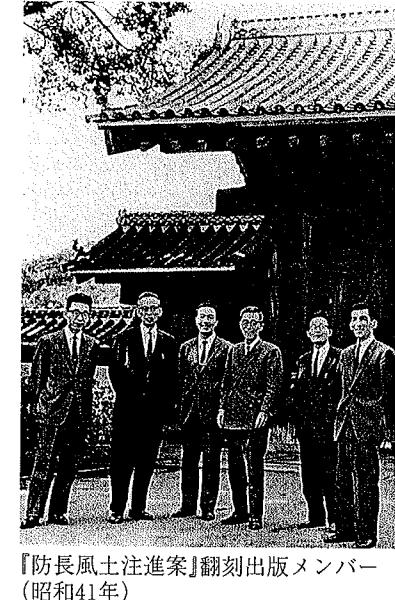
これは隣の北川さんも同じことなんですが、文書館ができるい

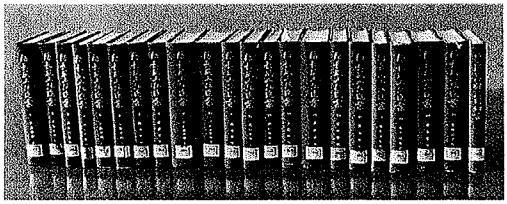
く時の非常に強い気負いとでもいいますか、そのようなものが鈴木館長だけではなくて、図書館にそのまま残られた升井・渡辺・多治比さん達図書館職員にも遺され、文書館には石川さん、田村さんという形で図書館から受け継がれて、当時、この二つの流れが両輪になつていていたように思つております。そのような熱気の最中に、私は文書館に入つたわけです。

文書館で私が一番やりたいと思つてきたのが、この『萩藩閥閲録』(以下、『閥閲録』と略)だつたんです。

当時、『防長風土注進案』(以下、『注進案』と略)といふ史料を翻刻・出版しておりましたが、これは文書館ができて、何かとにかく形になるものを残して、評価を受けるなければいけないんだという事情があつて行つたものです。どうしても行政体の中では、何か形になるものを出さなければ認めてもらえないという面がありますので、石川さんがとにかく山口県で一番必要度の高い『注進案』に取り組もうではないかと言われたわけです。この

事業に関しては財政当局の理解もあつたのですが、市長・町村長会の会合に石川さんが何度も出向かれて、協力をお願いしたということをお聞きしております。そのようなかで『注進案』が始められたわけです。ここに全部で二十三冊あります。最初の一年目は石川さんと広田さんだけですから二冊、それから年五冊、大変な仕事でした。これを翻刻・出版する時には、「鼻血が出なくなるまでやれ、出なくなつたら逆さにふつてまだやれ、それでも出なくなつたらまだ頑張れ」ということを言われながら、作業を進めていったわけです。

『防長風土注進案』翻刻出版メンバー
(昭和41年)



『防長風土注進案』翻刻出版された

に図書館人とでもいいますか、そのような考え方で作っていったわけです。鈴木館長は「自分のことを「としょかんじん」とは言われなくて「としょかんび」と」といつておられたんですが、そういう中で、石川さんが県史編纂所以来の伝統を持ち込んできて、そういう目録をつくり、

おかげで、展覧会もやりました。

とにかく大変な作業でした。それらをやり遂げて、次に『閲閲録』に取り掛かるうとした時に、さらに『山口県政史』の編集事業が飛び込んできたことから、また大変なことになってしまいました。

そういう中で私は『注進案』から『閲閲録』を通して、

三坂先生から非常に厳しい、そして一面では非常に暖か

いご指導を頂きました。三坂先生の経歴については、こ

こでは詳しく申すまでもないと思います。毛利家の編纂所に記録課長として長いことおられ、戦後、郷里に引き揚げられて、中学校・高等学校に勤務されたあと、山口大学を経て、最後は山口芸術短期大学副学長をされました。戦後の山口県の歴史学界は、三坂圭治・石川卓美、そしてお二人をまとめる形で御園生翁甫、こういった方の中で動いてきたと思っております。その三坂先生から私が学び、印象に残っている思い出を二、三お話したいと思います。

一つは三坂先生が東京から玖珂郡の高森、現在の周東町に引き揚げてこられた戦後間もない頃に、農業を手伝つて牛を使っておられた時の話です。三坂先生が牛を使っていたというのは皆さんびっくりされると思いますが、三坂先生がおっしゃるには、牛を後ろから動かそうとしても、綱を引っ張つても鞭でたたいても、いくらしても言うことを聞かない。「あげくの果ては僕をにらみつけるんです」と、三坂先生は、牛でもあんな目で睨む

んだと、そのような話を聞いておられました。その時に三坂先生は「相手の気持ちを思つてやらなければ牛でも動いてくれないんだ」いうたとえで、私たちに少ない人数で大変な仕事をする場合に、「チームワークを大事にして、みんなが取り組まなければ、お互いが相手の気持ちを思いやつていかなれば、仕事は動きませんよ」といふことを、直接ではなく間接的にご指導下さったんじやないかと思います。牛使いと人遣いと言いますか、毛利の伝統に「毛利の人遣い」ということがあります、まさに三坂先生からそういったことを学んだと思います。

つぎに『注進案』の史料翻刻・出版事業の時、一番印象に残つてていること

は、我々五人が、我々といつても私が一番若造でしたけど、原本対校をやって、それを三坂先生にお持ちして監修をお願いするわけです。そうすると、『注進案』はご存じの通り、統計といいますか、数字を扱つたものが非常に多いんです。そういうものを「ここはこれが違つておりますよ」「ここはこれが抜けているのではないでしようか」と算盤で計算して指摘されるのです。当時電卓はありませんから、算盤片手の厳密な監修といったらいいんでしょうか。そういう形で、監修とは名前だけではなくて、実際にこういう姿勢でやるんだということを教えられました。史料翻刻にあたつての考証・校訂、これは大変なんだよということを、三坂先生は算盤で教えて下さつたように感じております。

それにもう一つ、非常に楽しいキャッチボールをさせて頂いたことがあります。キャッチボールといつても野球のキャッチボールではなくて、『閲閲録』の翻刻・出版作業を行つている時の話です。『閲閻録』は『注進

案」と違いまして、文書一点一点に年代推定、人物推定をしなければなりません。ただ諱だけで出ている場合、これは誰なのか、また通称で出ている場合、例えば右京亮とあった場合、国司のか栗屋なのかといったようなことを、全て動きで見ていかなければいけないです。

そういうことを一点一点していく時に、私どもは精一杯調べて、こうではないだろうかと付箋に赤のボールペンで書いて原稿用紙に付けて、三坂先生の監修を仰ぎますと、三坂先生は良い時には○、間違っている時にはこういう理由でこれは不採用だと青のボールペンで丁寧に書いて返して下さるのです。赤のボールペンと青のボールペンでのキヤッチボールと言つたらいんでしょうか、双方が納得がいったら、それを剥いで丸めます。そうすると、付箋が団子のようになる。たくさんになればなるほど、ある意味では私たちが拙かつたことにもありますが、それだけ勉強させて頂いたと思っております。当時、非常に大きな団子ができていたことを今も懐かしく思い

もう一つは特に私が話せと言われことなんですが、なぜ文書館が研究職になったのかについて、若干お話をしたいと思います。これは『山口県文書館の三十年』の中で、昭和四十四年から、長い積み重ねの実績で研究職になりましたと、さらりと書いてありますが、簡単に研究職にしてくれたわけではないのです。文書館は研究職でなけ

ればならないという考えは発足当初からありました。何度も教育庁（当時の社会教育課や総務課）の方に打診しても、これは趣味の人間が集まつたグループだとか、好事家が集まつてやつてるところだから、そんなに好きなことをやつてるのに、なぜそこまでするのかというような理由で、あまり積極的に動いてくれませんでした。五六年の間、毎年のように申請しましたが、またかまたかと厭な顔をされました。そこで考えたのが、育英会の奨学金返還免除を受けるための研究職指定の申請だったんです。実は私は大学院時代に奨学金を貰つていたことから、当時それを返還しなければいけなかつたんです。これを知つた広田さんが、「教員なら返還しなくていいのに、なぜ文書館職員だと返還しなければいけないのか、おかしいじゃないか、育英会に調べてもらつてごらん」と言われたので、問い合わせしてみました。そうすると、「文部省の返還免除の機関指定を受けたらできるが、それがない限りできません」との返事が返つてきました。

出します。「棄てなければよかつたなあ」と大変悔やんでいますが、それを参考にして、私は最近は若い人と仕事をする時は、原稿用紙の欄外に意見の交換をするようにしております。これは三坂先生に学んだことです。

三坂先生は厳密な厳しい目をお持ちでしたが、丁寧に静かに指摘して下さる、教えてやるという態度ではなく、さりげなく示して下さる、このように、私は三坂先生から色々なことを教えて頂きました。後に私は史料集の編集の方に関心が強まっていつて、最近では専ら史料集の方に関わっておりますけど、こういつた懐かしい想いと感謝の気持を三坂先生に持つております。

そこで、「そうかこの手があつたのか」と思つて、早速に文部省に働きかけようと教育庁に要請に行きました。手続きが面倒なこともあって、何度もあしらわれましたけれど、昭和四十二年でしたか、県から知事名で文部大臣に申請するところまで漕ぎ着けました。そこにに行くまで、何度も何度も職員で、文書館はどういうことをしてきたのか、そしてなぜ研究職にしなければいけないのか、ということを協議して素案をつくったのです。この時も教育庁の方ではどうせ出してダメだからという意見が強かつたんですが、これが思いがけないことに、文部省から東京事務所に、「内容としては認めてもおかしくないけれど、先に県が指定しないものを、国は指定できない」という返事が返つてきました。まさかそんな返事が返つてくるとは思つていなかつたので、県の方がびっくりしたわけです。慌てた県当局は「すぐにはできない

の主事という名称から、専門員という形に言葉だけ変えたのです。また他の機関との関係もあるということで、一年間の経過を見て、翌年の四十四年から研究職になりました。それを受けて、「県が研究職にしたから國も認め欲しい」ということで、ようやく文部省の認める研究職になりました。この時に県は、文書館だけ研究職にするわけにもいかないので、博物館も研究職にしようということになり、まあ、博物館の方は大変喜んで下さいました（笑）。これによつてその後、美術館とか、現在の県史編さん室とか、色々な文化系の機関で研究職指定ができるようになつたんです。ただ私どもが、その時に一つ大きな失敗をやつたのは、奨学金返還免除の研究職指定申請手続きをやつたけれど、機関としての科学研究費の助成を受けるための手続きまでは思いがいたりませんでした。これはそこまで気が付かなかつたというか、もう最後の手続きは私たちの手を離れておりまして、お互いが気が付かないまままでいたためなのか現在ははつきりと思います。

【注進案】

『閲覧録』

が大きかつたんですね。研究職指定の申請手続きをしてた時に、どのような実績を挙げたのかについて、文部



翻刻出版された『萩藩閲覧録』

省がこの二つを見て評価して下さつた。当時これは学会で大変な評価を受けて、地方の出版物としては、両方とも再版・三版して、千部を越えて出ていると思います。

このような経緯を経て文書館職員が研究職になつたのです。ちなみに人事委員会を通して、行政職の試験を受けないで特別任用で採用できる、そういうことを人事委員会が認めたのも文書館が第一号ではないかと思います。文書館がそこまで行くに当たつては、三坂・石川大先輩、私どもは三坂先生や石川さんを神様とか生き字引とかいうような言葉で評価しておりますけれども、このお二人のもとで、館員が一丸となつて取り組んだ実績が、こういう形になつたのではないかと思つております。もう時間もありませんので、また次があれば発言させて頂きたいと思います。

【戸島】ありがとうございました。お話をお聞きして、自分がそういう恩恵に浴していたのか、と思われた方も

りしません。後年、科学研究費を申請しようとした時に、これは指定を受けていないからだめですと断られたそうです。同じ様なことで広島の県立文書館ができて間もない頃、研究職指定の申請をしましたが、これは断られています。そういう意味では、今から考えれば「山口県

文書館には良くしてくれたんだなあ」とつくづく思います。この二つ

【北川】 北川です。

今、利岡先生がおっしゃられた研究職適用の制度が施行される昭和四十四年、私はタイミング良く(笑)入館致しました。その時、共に入館しましたのが、そこで司会をしております戸島副館長です。その年、秋に学会出張致しまして、その学会出張の復命報告を会議で致しました。その時にそちらにいらっしゃる広田・利岡両先生が「復命報告の内容がおかしいんじゃないか、君は文書館と史料館の違いが分かつとるか」と指摘されまして、その後、戸島館員と共に広田・利岡両館員から、「文書館とは何か」「史料館とは何か」というオリエンテーションを受けたことがあります。これが私にとっての文書館運動へのスタート、第一歩になつたわけです。そのことを私はよく憶えておるので、ここにいる戸島副館長はどうも記憶して無いんです(笑)。彼は白紙状態で素直に聞いたから、すんなり入つたらしい(笑)のですが、私は自覺的に聞いたのです。つまり第一世代から直

伝を受けたのですね。そうしたことでお私が直伝を受けた、純粹な民族主義者だと思っておりましたが、戸島さんの方がすんなり受けたから、彼の方が正統な民族主義者かも知れません(笑)。いずれにしても、私はこのようないいスタートを切つたのです。ですから、今日ここに三十年前の四人がこうして顔を並べてことについては、とても因縁いたものを覚えています。広田・利岡両先生に謝恩の気持ちも込めて、ご報告するものです。

それと、全史料協(全国歴史資料保存利用連絡協議会)との関係は、昭和五十一年、山口で全史料協が結成される前夜が最初の出逢いでした。その時は田村哲夫・広田暢久両専門研究員の後に黙つて控えているような立場でしたが、その折り、田村専門研究員が「全史料協ではなくて日本文書館協会をつくるのではないか」という趣旨の発言をされました。この時はもう会議の直前でしたので、「小異を捨てて大同一致」ということで原案に搖るぎはなかつたのですが、この田村意見については賛否

両論を越えて記録に刻んでおく必要があるのでないかと、かねがね思つてきています。

さて、こうして私がここに座つておりますのは、一つは「文書館とは何か」ということについて、一九七〇年代からイラストをちょこちょこ描いてきていたこと、また一九八〇年代からはエッセイといいましょうか、簡単なりリポートのようなものを書いていたこと、さらにそれらが全史料協の情報網の中で、実物の私より先に、パスポートのような格好で伝わっていたこと、それに文書館がいくつかの県で設立され始めたという全国状況も

生じてきて、文書館についての論文をいくつか書き残してきていたこと。それらによつて、本日のこの席だと自覚しております。

それで今日はリラックスして話をしておりますが、どいうのは一つは「文書館」とか「アーカイブズ」と言つてもここでは通用するからです。こういう世界というのはまだ日本社会の中では稀なのです。私は「アーカイブズ」と言つて一発で通用したのは、アメリカの民主党の下院議員マリコ・寺崎女史に会つた時だけです。たとえば電話越しで文書館と告げますと、「どこのマンジユウヤさんですか」と聞かれる。そこで「いやマンジユウ屋ではありません、モンジョカンです」と申すと、「ああ、旅館ですか」と、聞き返される。「いや、文部省のモンに書物のショと図書館のカンを書いてモンジョカンといふんです」とさらに申しますと、「それ、あんた間違つてますよ、それはブン・ショカンと読むんですよ」と(笑)、そんなことで絶えずストレスが溜まり、イライラしてお

北川 健氏



りました。その苛立ちの挙げ句、イラストを描き、簡単なりポートのようなものを書いてきたわけです。それは、外界とのズレを克服していくとしてのことだったのです。北海道大会の時には、「文書館の建物と思想」という発表をして、この「思想」というキーワードが大変受けが良かつたんです。「文書館の思想」という言葉は、私が言い出したと思っていたのですが、後で分かってみると、私が学生時代に山口図書館で読んだ、法制史家の三浦周行が既に大正時代に告げていた言葉なのです。最近、博物館の運動史を見ていると、やはり「博物館の思想」という言葉がその頃からあるんですね。大正時代はそういう「しの思想」という言葉が起つてきた時代なんだと、あらためて見なおしています。

このように全史料協と係わりをもつてきたのですが、実は全史料協大会に参加しても、そこにもまた「外界」というものがあり、広島大会に行つた時に思いがけないことが折り重なってというか、私も面喰らったようなこと

とがあり、そこで私も言うべきことは言わなければならぬと吹っ切れまして、それから反攻的に書き始めたのです。そして行き着くところが、文書館にとって大事なことは「三つの『み』」である、という私の言う文書館施設が「みずから」の文書・記録を、あまねく「みんなのために」、遠く「みらいにむけて」保存・活用する、そういう施設であるという捉え方なのです。それまで文書館というものは過去のもの、どこそこかに残っているものを保存する施設なんだ、というような捉え方が強かったのですが、そうではないと言い放ったのです。「大学は大学で文書館をつくりなさい」「企業は企業で文書館をつくりなさい」「宗教の教団は教団として文書館をつくりなさい」などということなのです。「その上でようやくお互い文書館の話が起きるのではないか」というようなことを全国館界に向けて書いたのです。

そのようなことがあって今ここに座っているのですが、

今こゝで振り返つてみますと、そのことを言うのに二十年かかったわけです。「三つの『み』」を書いた最初の論文は、冒頭に「文書館運動と史料館運動というのとは違うんだ」ということを書いてのことですが、その言葉といふのは、私が二十年前に、広田・利岡両館員から、「お前、文書館と史料館は違うんだ」と言われたその言葉なんですね。ですからその言葉について、自分としての言葉で、北川なりの論理でもつて、全国に向けて自分を対峙する形で言うまでに、二十年かかつたんです。「そんなの違うじゃないか」という意見もあるとしても、私から言えば、日本の文書館の歴史というのは、そういう遅々たる歩みなんですね。そういう中で私がなぜ全国に向かつて、お歴々を向こうにまわして言えたのかといふことが大きかつたようになります。その方々の真似をしようとか、後についていこうとか考えたことは無かつたのですが、ただ気が付いた時に自分も、広田先生が広田

続けて欲しい。そのうちに何か一事あつたならば、自ずから受け継がれて、何かの時にそれがまた甦るというか、芽をしていくのではないかと思つています。……とい

うようなことで時間が来ましたので終わらせて頂きます。芽を出していくのではないかなと思っています。……とい

【戸島】「北川論文」の舞台裏がよく分かりました。ありがとうございました。一通り四人の先生方に思いの丈を語つて頂いたところでシナリオを見ますと既に三十分ほど時間を超過しております（笑）。第二ステージは

「文書館の今日」と題しまして、現在の文書館の短所・弱点なども含めて、外部の立場から現在の文書館に苦言を呈して頂く、という設定にしております。それでは一言ずつお話を聞かせて頂きたいと思います。

【安藤】私は三大話とか四大話が好きで、最初の話も四つの顔という話をさせて頂きました。ここでも四点指摘したいとノートに書いています。四点全て詳しく喋つていると時間が無くなりそうなんですね。よって、日本の文書館界が全体として今抱えている課題と今後の方向を、私なりに四点、ポイントを絞つて短くお話ししようと思います。

一つ目は、一般の人々に対しても文書館というものが、未だに十分に浸透していないという点についてです。これはよく言われることなんですが、この状況が未だに変わっていない。山口県文書館は、この文書館ワークを始めとして、この分野でも先進的な活動をされているわけですけれども、まだ足らない。特に一般の人々が文書の活用法に関わって興味を持つているのは、情報公開であつたり、最近の流行のデジタル・アーカイブで

あつたり、インターネットであつたりするわけです。そういうふた様々な周辺の新しい一般市民が関心を持つような事柄と文書館活動をどのようにして結びつけていくのかというところで、文書館側がまだまだ後手後手にまわっているのが、日本全体の状況ではないかと思うんですね。そういう点でも山口県文書館を中心に、もっと新しい、色々なアイデアを出し、さらに山口県だけに留めずに、日本全国の文書館界にこういう手でやつたらどうだというように、もっと積極的に提案をして頂きたいと思います。そして、それらを通して日本全体として、一般の人々が気軽に文書館に入れる文書館とは何かということについて、追求してもらいたいと思います。私のさつきの話で言えば、第一の顔の文書館をどう展開するか、という点になるかと思います。

二つ目は組織体の中での充実についてです。組織体の頭脳、組織体の情報センターとしての充実ということについても、大きな課題があります。これもやはり現在の

話になりますけれども、今、電子記録というものをどのようにして取り込んでいくのかについて、積極的に考えざるを得ない状況にあります。私は電子記録という問題についてはそれほど詳しくありませんけれども、例えば国のレベルではIT革命なんてことを言い出したし、東京都庁なんかは電子都庁ということを石原都知事が言い出して、都庁の公文書を全て電子化していくなんてことも言い出しています。これは二、三年前は夢のようない話だったんですが、現在では明らかに現実であります。このような状況の中で、文書館は行政の電子化に受け身ではなくて、むしろ積極的に関わっていくことが必要だと思います。これは先導していくという意味ではありません。文書館が行政の電子化にどのように関わっていくのか、もっと積極的に勉強して発言していかなければ、組織体頭脳としての文書館は発展の方向にいかない。これが第二点目です。

【特別講演・シンポジウム】 文書館の昨日・今日・明日

一世纪を越えてー

二二二

三つ目は県の文書館として、県内だけではないと思

ますけれども、地域の様々なレベルの文書館の中心としての役割をいかに果たすか、という課題です。先ほど北川先生の話の中になりましたけれども、大学は大学で、企業は企業で、あるいは宗教団体は宗教団体でというように、様々なレベルでの文書館ができる必要があるし、そうでなければいけないとおっしゃいました。そして実際にそうなった時に、県内あるいは地域内でのアイカイブズ、すなわち文書館ネットワークの中心として、山口県文書館が果たす役割は何なのかということを、今後、積極的に打ち出してもらいたいと思います。

最後は今言つた一、二、三のような、現在の問題点に積極的に取り組む上でも、文書館職員の位置づけが研究職指定ではまだ足りないと思います。これはやはり国民全てが認めるような独自の仕事を担う専門職として、これをアーキビストと言いますけれども、確立していく必要があると思います。これは制度的に研究職だというだけではなくて、専門的な学問体系に基づいた独自の分野

【戸島】役割は終わっていないぞ、ということでしょうか。どうもありがとうございました。それでは広田先生よろしくお願ひします。

【広田】私から申し上げることは、文書館の文書の中核を為すと言われている県庁行政文書を文書館で受け入れる時、現在でも「収集」と言う言葉を用いているのではありませんか、ということなんですね。

なぜこれにこだわるかと言いますと、文書館が発足して五六年経つた頃、生みの親の鈴木館長が文書館に来られて実状を知り、ある意味で大変憤って帰られたんです。「今の文書館はなつてない」というように言われて帰られたわけです。私どもは、鈴木館長が大変怒られたということは分かっていたんです。そこで鈴木館長にお願いして、ちょっとしたエッセイのようなものを書いて頂きました。文書館ニュース第一号にそれが出ています。当時私が文書館ニュースの編集担当をしておりまして、鈴木館長に「婆言三片」というものを書いてもらつたわけです。色々なことが書いてあります。

この婆言の婆は「ばばあ」の婆、だから年寄りの冷や水的な言葉というふうに私は思つていたんですが、今回、これを読み直してみて、そうではなくて罵詈雜言の罵なんだということが分かつたわけです。罵詈雜言の罵言、このばかやろう、と鈴木館長は言つてゐるわけですね。その中心は何かというと、「県庁の文書を収集する」と

〔特別講演・シンポジウム〕 文書館の昨日・今日・明日

一世紀を越えて一

三五

「文書館は未だに収集をやつてゐるのか」、そう言つてゐるわけですね。それなのに、いまだに、文書館が県庁文書を収集していることは、私はこれこそ鈴木館長の遺命に背いてゐる事柄ではないかと思うのです。鈴木館長の言われるよう、自動的に流れてくるものをどれだけ巧く除去して良いものを遺していくかが文書館の使命です。外国の文書館では、たくさんの文書が廃棄できる

者が優秀な職員とされるようですが、それが今の山口県文書館ではどうか。私が現職の時もできていませんでしたが、今もってその通りということは、もう許されない時期に来ているのではないか、そうだと私は申し上げたい。

【戸島】頭があがりません。先を急ぎますが、それでは利岡先生お願いします。

【利岡】一点だけ申し上げます。「市町村史編集室からみた山口県文書館」というのが与えられたテーマですけど、山口県だけではなくて、中国・九州の地域で、前近代の歴史編纂・研究に携わる者は、皆、この山口県文書館に来て史料を閲覧しなければならないことが多いと思うんです。このような場合に最近では、目録化がかなり進んで、随分書架に目録が並んでおります。ただ、初めて来られた方に「ここに目録がありますので、必要なも

のを請求して下さい」と言っておられるのを私はよく耳にします。そんな時に私は、「あれを言えばいいのになあ」と思うことがあります。私はもう利用者ですので余計なことは言わないようにしておりますが、何を必要としているのか聞き取つて的確に答えていく、そういうレフアレンスと言いますか、石川さん以来、文書館が持つてきたものを、まだ今後も生かして欲しいなあと思います。そのためには職員がみんなで時間がある時には、研究会等を通して意見交換したりしながら、お互いが高め合つていつて、そしてそこで得られたものを利用者に返していく。こういうことを是非とも続けていくて欲しいと思います。この一点です。ちょっと耳の痛いことを申しましたけど、よろしくお願ひします。

【戸島】思い当たるふしふしが多々あります。それでは北川先生お願いします。

【北川】離任した立場として、文書館への発言はずつと控えてきております。大学で博物館経営論を講義している立場から、経営論として、博物館を含めた公立館一般について述べますと、日本の公立館の多くは経営という考えが無いんです。運営はある。運営と経営はどこが違うかというと、運営を選択的に決定付けていく行為が経営だと、私は言つております。その観点から、私は日本の多くの公立館は運営体に留められていて経営体にはなりえていないと見てています。これは行政秩序の在来型のシステムでそうなつていています。既設館のレベルで言いますと、「一応運営はされているが、本来的にはこうしなければ館として確立しないのではないか」「今はこの段階だからこつちに運営の路線を切り替えていかなければならぬのではないか」という課題に当面しているはずです。このような局面でまさに経営がものを言うわけです。いかなる運営の中から、どの運営を路線として選び取つていくか、これが経営なんです。色々な運営が

あつてその中から一つの運営を選び取つていく、そういう経営をしていくためには、どれだけ広く深く大きな判断領域を持ち得てあるかが非常にカギとなつてきます。つまり余儀なく一つの運営をしているとしても、あくまでも「それは仕方なく」とか「余儀なく」とか、「やむを得ず」ということをはつきり自覚することが大前提です。そして、「もし本來的にやるならば」とか、「あろうことならば、できることならば」というところを掲げて、それを館全体が共有のものとしてキーとして欲しいのです。公立館というのは外から見たら運営体でしかないけれども、その中枢には経営体に相当するような、私は「経営キヤビネット」と呼んでいますが、そういう経営キヤビネットをつくつておいて、それを継承していく。つまりそれが新しい運営方向を選び取つて、プラン化し、さらにその方策を追求する。そういう経営という視点を、文書館も常に堅持していくもらいたい。それが無かつたら、ただの運営体になつてしまふ。毎日毎日、あるいは

毎年毎年、ある運営体を保持していくだけになつてしまふ。つまり「経営ある公立館」、そういうものを内側に築いていくことが、まず大きな仕事だらうと判断しています。

【戸島】 ただ日々を過ごして、今のようなことを自覚しないままに行つてしまふことが無いように、心して我々現職は職務に励みたいと思います。

(この後の会場よりの質議応答は省略)

第三ステージ【文書館の明日】

【戸島】 それでは、最後のステージに入りたいと思います。もう一度四人の先生方に、フリーにそれぞれ五分ずつくらいでお話頂ければありがたいと思つております。

参考までに第三ステージは「文書館の明日」ということで、今後どうなっていくんだろうかという予測、あるいは忘れてはならない文書館の原点、あるいは新しい理念、そのようなものをお話して頂こうとお願ひしております。それではよろしくお願ひします。それでは安藤先生から。

【安藤】 先ほど第二ステージのところで申し上げた論点の繰り返しのようになりますけれども、ちょっとそれを補足する形で話を進めさせて頂きたいと思います。先ほど第一に一般市民に浸透を、ということを申し上げてみたわけです。色々なアイデアがある中で、やっぱり私は学校の教育の中で、こういった文書館というものの、また

文書館に所蔵されてる様々な史料が、どのように活用されているのか、あるいはそのための活動がどのように為されているのかということに、非常に興味があります。この点で山口県文書館がどういう試みをされているかは承知していないのですが、かつて埼玉県の文書館等では、文書館が保存する村絵図とか屋敷の図面とか、ビジュアルなもの複製をつくって、これを教材という形で市内の小学校や中学校の先生を集めて、活用の仕方をお教えして、社会科教育・歴史教育の中で活かしてもらおうという試みをやっておられました。このような学校教育と連携した活動が非常に必要だろうと思うんですね。そういうことを考えると色々なアイデアが出でてくるわけですね。つい先日、オーストラリアの文書館をいくつか見て廻る機会があつたんです。オーストラリアでは夏休みに入る前、市内、あるいは県内の小学校に向けて、文書館の史料を使つたテーマ研究のコンテストの参加者を募集するんですね。夏休みに各学校の小学生達に、文書館に来て

文書館にあるような史料を使った研究、例えばちょっとした自分達の町の歴史であるとか、あるいは昔の絵図と今の地図を比べてどこかどう違うかといった簡単なテーマ研究みたいなものを、先生の指導のもとにグループで競わせるわけです。そして夏休みが終わつた後に集めてコンテストを行い、一位二位というような順位を付けて、優秀な作品は一年間、文書館の展示室に研究成果を展示するのです。これは学校での歴史教育とのタイアップが不可欠になるわけですから、先生をどう教育するかが大きなポイントになりますけれども、色々な形で子供達が文書館に足を運ぶような工夫を行つているんですね。子供達は明日の文書館の利用者ですから非常に重要なのです。日本の場合でも生涯教育ということで、様々な古文書教室等をやっていますけれども、もう一つ子供達を対象にするような活動を考えてもよいのではないでしようか。

〔特別講演・シンポジウム〕 文書館の昨日・今日・明日 一世紀を越えて一

を、ということに關しては、電子記録の問題をお話致しました。電子記録の問題は、私も実はあまり得意ではありません。腰が引けてるんですが、やはりこれはかなり本格的で、腰が引けてるんですが、やはりこれはかなり本格的に勉強しないといけないと私は思います。我々のまわりの世界で急速に電子化が進んでいるので、今のような引き継ぎの状態がいつまでも続くと誤解していると、じきに文書館に引き継がれる文書は何も無くなります。これは確実に言えることです。役所で紙に書く文書が、全くゼロになることはおそらくないでしょうけど、相当重要な部分が今急速に電子化されていますから。我々は、複製等の大量に発生するものは電子化されても、一番重要な決裁文書なんていふものは今の形が残るだろうと、何となく思つていましたけれども、段々そうでもなくなるようです。現在、役所の機能の中核部分がどんどん電子化されている中で、このような電子記録を将来史料として文書館がどう引き継ぎ保存していくかということを、相当真剣に考えないと、引き継がれる文書は次第に少なく

なってしまうでしょう。もう既に少なくなっているかも知れません。よつて我々はこの問題にもつと真剣に取りかからなければいけないと、私自身への反省も含めて思つております。

三点目・四点目は省略致しますけれども、先ほど言わなかつた点で、もう一つだけ追加したいと思います。これは第一ステージの話とも通じる話なんですけれども、これから日本の文書館は世界、特にアジアとの連携・繋がりを積極的に深めていかなければいけないという点についてです。山口県文書館を創った鈴木館長は、外国の本を枕にして寝ていらっしゃったそうですが、文書館に来る人間はそつでないタイプの人間が比較的多いんですね。私自身もそうあります。大学で日本史を専攻しますと、第二外国语が古文書でいいという話だつたんですね。第一外国语はとにかく英語をやり、第二外国语は古文書を中国語としてみなすという変な規程があつて、日本史を選んだようなものですから（笑）。そういう外

国語音痴が多いんですね。しかし、それではこれからは段々やつていけない時代になつてくると思います。まずもつて史料そのものの問題にしても、例えば山口県を例に考えてみても、近代の山口県は大陸との繋がりが非常に強かつたところだと思うんですね。例えば移民の問題であるとか、あるいは朝鮮半島を挟んだ漁業の問題があります。戦前には多くの山口県の漁民が網を携えて朝鮮半島に移住しているんですが、伝統的に大陸との関係が深い地域だらうと思うわけです。そういった意味で、過去の史料をどのように集めていくかについても、やはり国際的な視野の中で、特に朝鮮半島・中国との関係の中で山口県の歴史を考えていかざるを得ない、これはもう明らかだと思うんですね。さらに現在では、自治体そのものの活動が急速に国際化しており、よつて山口県政も例外ではなく、県内だけの行政ではなくて、国際的に自治体活動を発展していく方向にあると思うのです。

従つて県から生まれてくる様々な情報そのものが国際的にも例外ではなく、県内だけの行政ではなくて、国際的に自治体活動を発展していく方向にあると思うのです。



会場の様子

な環境の中でつくられていくわけでありましょうから、二十一世紀の山口県の記憶中枢として文書館が発展しようとすれば、文書館自身が国際化・地球化することを目指さなければ、周囲から取り残されていくようになります。

三番目に、これはまた鈴木館長に戻れということになるんですが、やつぱり文書館が文書館として自立し、發展していくためには、独自の学問体系と言いましょうか、文書館学という學問をしっかりと打ち立てていかなければいけないと思いまます。博物館經營論ということを北川さんがおっしゃつておりましたけれども、文

書館にも当然、文書館經營論があるべきであり、文書館資料の整理論を始め、様々な文書館学の学問の發展が必要なんですね。學問ですから、日本だ、山口県だ、とは言つていられませんし、国際的な學問環境の中で諸外国の文書館員達と交流しつつ、この學問分野を發展させていかなければならぬと思うんですね。外国の文書館学の文献を翻訳して紹介するだけでは、当然二十一世紀の文書館はやつていけないわけで、學問的な面でも国際的な發展が求められると思います。そういう記録史料の問題、自治体の国際化の問題、文書館学の問題、この三つの点を考えて、日本の文書館界はもっと世界的に、特にアジアとの関係の中で国際化を図つていかなければならぬと思います。これを最後の提言に致します。

【戸島】広い視野からたくさんのご提言を頂いて、現職の私どもとしてはグッと来るところであります。それは広田先生にバトンを渡したいと思います。

おそらく、鈴木館長はその辺を理論化されたでしようが、石川さんはまず家を歩いてそれを確かめるという運動をされたのではないかと思います。私は今、小郡で三・四千枚の写真を集め、その中から五・六百枚で一冊の写真集をつくろうとしておりますが、小郡の場合では昭和三十年の町史の方で写真集を出しますから見せて下さい」と言つても、「家にはそういう写真はありません」、と言われてしまいになるんですね。だから写真の収集では、その土地生まれの人が、写真の収集に歩かなければダメなんですね。他所生まれのいくら写真の扱いが巧い人でも、写真是見せてもらえませんから収集できません。そういう意味では、今こそ写真を収集し後世に遺すことが大事なのではないかと思います。後十年経つたら写真是無くなるんじやないか、私はそう思います。

写真の収集の実状を少しだけ述べさせてもらいますと、私のように中年になつてから小郡に住んでいる者では、写真を集めるにしても、なかなか集めることができません。それは小郡生まれの人でなければダメなんですね。それはなぜかと言うと、収集する人の同級生がその家にいたり、お兄さんの友達の家であつたり、あるいは親戚筋であつたり、そういう人が訪ねていって、「写真を見せて下さい」と言つたら、写真はすぐ出てくるわけですね。私のように他所生まれが行つて、「すみませんが

〔特別講演・シンポジウム〕 文書館の昨日・今日・明日
—世紀を越えて—

【広田】今、私の住んでいる小郡町で町史の写真集をつくっています。この写真集をつくるために、写真を収集し編集する過程の中で感じたことが一つあります。先ほど安藤先生の話では、電子化して公文書そのものが変わつて無くなつていくんじゃないかとおっしゃつておられました。それよりも先に無くなるものがあると思います。それは写真なんですね。多くの家にたくさんの写真がありますけれど、その写真が活用されないままに消えてしまう危険があるので。もし石川さんが生きておられたら、石川さんは写真を保存する運動を提唱されて、実践されたのではないかと私は思います。石川さんは実践家でしたから。

集めた写真は必ず何月何日に集めたと記録し、さらに何月何日にどこでどういう目的で誰が写した写真である、ということを明記した、所在確認用の目録をまず作ります。そして複写した後で写真は所蔵者にお返しするんですね。次に、複写した写真やその写真に関する細かい情報を探してコンピューターに入れ、複写した写真は複写した写真で利用しやすいように整理するわけです。つまり、通りの保存方法を講じて、保存を図ることが今一番必要

だと思います。

家で大事にされていらない写真が大部分ですから、そのうち写真は必ず無くなってしまう。そうなることに、私は大変大きな危惧を抱いております。その点是非とも写真の保存について文書館の方々にその措置方法を実行して頂きたいと思います。写真是図書館が係だと文書館が係だと、写真是文書でもない図書でもない、そんなふうに思っていたら、写真是必ず無くなってしまうと思います。以上です。

【戸島】はい。今、具体的に実践しておられる仕事を通じて、写真資料保存の大手なワンポイントアドバイスを頂きました。それでは利岡先生にバトンをお渡し致します。

【利岡】戸島さんから先生と呼ばれることがむづがゆくて…。お互いに「さん」呼び合いしておりますもの

資料の四枚目のところをちょっととご覧頂ければと思います。文書館の事業として、調査・収集・整理、それから普及と言いますが、広報と言いますが、例えば史料の収集は引き継ぎも含めての収集ですけど、色々バランス良く行われているなあ、と思います。ただ一つ、普及の中では、最近は目録の刊行とか講座の開催に集中して、一番最初の出発点であつた史料の出版が、非常に低调になつていると言つたら大変失礼なんですがれども、そういう感想を持つています。現在、山口県史の編纂事業で、文書館の史料も翻刻・出版されていますが、県史は文書館が持つていて史料の一部をダイジェストで出すもので、そのままの出版ではありません。できれば史料の出版に、単なる翻刻ではなくて、文書館の見識を持つて、史料の翻刻・出版に再度取り組んで頂けないだらうかと思います。これは予算が伴いますので今の時期大変難しいと思いますが、職員の資質の向上にも繋がると思

いますので、是非ともそういう面をこれから課題にして頂きたいというのが一点です。

それからもう一つは、これは引き継ぎの方ではなくて、収集の面です。『文書館の三十年』をご覧頂ければ分かりますが、文書館の史料は殆どが寄託・寄贈を受けたもので、購入されたものがあまりありません。これは史料購入の予算を付けてもらえないという、文書館にとって大変つらいところを、私も当事者であった一人として痛感しています。例をあげると、ある時、県外で出土史料を文書館で買って欲しいと持ち込まれたことがあったのですが、購入することができませんでした。その時、財政折衝したら、財政の方が「下関の史料を何で県が買わないといけないんだ」と言われたと聞き、私は唖然として、「下関は山口県ではなかつたのか」と思ったことがあります（笑）。それを聞いてびっくりして、私は下関市の関係機関に頭を下げて歩いて、東京の方で出土ものだつたんですが、なんとか下関市で購入してもらったこ

とがあります。また数年前に北九州市の古書店に非常に良い中世史料が出たことがありました。県史編さん室でも買えず、島根県の方に入りました。これは所在がはつきりしているからまだ良いのですが、この史料は山口県の中世史研究にとって欠かせない重要なものだったのです。個人でも買いたかった程ですが、とても私の手には負えませんでした。ある若い研究者が個人で「一点点よいから売つてもらえないか」といつて、その書店の方を感激させたという話を聞いたことがあります。こういった大事なものは寄託・寄贈だけではなくて、購入もできるような予算措置を県の方でして頂ければと思います。一昨年、萩の史料が東京で出たことがありました。軸装で十六点残つておりました。これは本当は萩市で買うべき史料だつたんですけど、長府藩との関わりがあるということで、下関市で購入することにしました。しかしその後に出土した岩国のものや、その他のものは買えませんでした。こういった時に県で遺せる措置が必要で

はないかと思うのです。そういう意味での収集のための予算化を、是非とも進めて頂ければと/or>うことが一点です。

もう一つは、耳の痛いことばかり申しますが、最近、たくさんの目録が出ています。これは『文書館の三十年』の中にも書かれていますが、『毛利家文庫目録』の

第四巻からは、大変労力を取るから、解題を付けるより早く多くのものを出す方が先決だということで、解題・解説を除いた目録刊行を行ってきました。しかし、できることなら解題付きの目録を出してもらいたいと思います。解題を付けることは、中身を読まないといけません。

それは利用者は勿論ですが、館の職員にとつても大変勉強になります。そういう意味で、私どもは『毛利家文庫目録』第三巻まで、『注進案』五冊の刊行と同時進行だつたため、毎日夜中の二時三時まで仕事をやつたこともあります。しかし、つらくても自分の勉強になることもありますので、できれば解題付きの目録にも、今後

必要に応じて取り組んで頂けたらと思います。ただ「目録がありますからご覧下さい」と言われても、題名だけで分かりにくくことも多いので、今日は利用者の立場としてお願ひしますが、課題として頂ければと思います。どうもありがとうございました。

【戸島】ありがとうございました。文書館発足当時の原点を忘れないように心します。それでは最後の提言として、北川先生よろしくお願ひします。

【北川】博物館経営論や文書館経営論というのは、最終的には「ミュージアムワールド」、あるいは「アーカイブズワールド」というものを社会に構築していく、拡げていくことだと、私は役割づけております。そういう面では欧米に行くと分かりますように、そこは既にミュージアムワールドであり、アーカイブズワールドであります。つまり館だけでなく街や市・国全体が博物館である

わけです。昨年、一人でワシントンなどに行つたんですが、確かにあそこはアーカイブズワールドでした。今や、観光ガイドブックの中にも国立公文書館が載っています。地下鉄にスミソニアン駅もあれば、アーカイブズ駅もある。博物館の中にもアーカイブセンターというものがある。私はキャピタルの前のモールで空を仰ぎまして深呼吸した時に、一つ思ったのは、小沢太郎知事は四十年前に、この空気を吸つて決心したんだ、山口県文書館を創るんだと決心させたのはこの空気だったんだと実感しました。それから、あの時の空気とは何だったのかをずっと考えていくと、行き着くところ、一つの言葉に落ち着くんです。つまり、「パブリック・公共・公共性」という言葉なんです。このパブリックという言葉の概念が、結局のところ欧米と日本と違つているのです。私はこの落差が大きな障害になつていています。この落差を乗り越えていくことは大変大きな仕事です。日本の社会の骨格と資質を変えていくことですから。

すね。財団についてこちらが基本的なことを知りたいとして、基本金額・目的・設立年・設立手続などについて照会状を出してみても、返事は来ないので。そこで手を回して聞いてみると、上層部が「回答をするな」と指示しているんです。それが日本のパブリックなんですね。つまり日本の公共というものは御上(おかみ)というものといまだ未分化なんです。御上というものとの対位関係がない。しかもそれと結合してしまって、官民一体で奇妙なバリアをつくつてしまっている。そういうバリアを打破しない限り、ミュージアムワールドもアーカイブズワールドもできてこないんだと、私は考えています。

ですから、今でも私は絶えず「外界」とぶつかっています。まさに歴史の一こまを私は演じているわけですが、そういう立場として、以前に「三つの『み』」を言いましたので、去年の夏から秋にかけて、今度は新しい「三つの『ア』」を考えてみました。それは「三つの『ア』」です。すなわち、最初は「アイデンティティー」。これ

は現在、国際化・地方分権を進める中で、どうしてもこのアイデンティティー＝自己定義が求められる、また、確立しなければならない状況にあるはずです。アイデンティティーは、その地域なり自治体なり住民なりの歴史、軌跡に則らなければならない状況にあるはずです。私は思います。軌跡を踏まえてアイデンティティーが成立するとすれば、軌跡が何かとすることが証明・実証されなければなりません。そうすると、行政は行政なりに住民や自治体の軌跡を説明、開示しなければならない責任が出てきます。つまり一つ目は「アカウンタビリティー（説明責任）」です。アカウンタビリティーの「ア」があつて、初めて自らのアイデンティティーのもとになる軌跡を辿ることが保証されるわけです。そして、アカウンタビリティーを保証する施設が何かとと言うと、これが「アーカイブズ」なんですね。アーカイブズがなければアカウンタビリティーは成立しないし、保証もさ

れないわけです。軌跡が説明されて、あるいはそれが共同で認識、共有されて、初めてアイデンティティーという共同意識が成立するのです。

ということでアイデンティティーの「ア」とアカウンタビリティーの「ア」と、最後にアーカイブズの「ア」という、「三つの『ア』」を念頭に掲げておりましたところ、秋に戸島副館長の方から今度来て話をしてくれと頼まれましたことから、今日発表するわけです。このような考え方を今、抱いております。

【戸島】 それでは今日のシナリオの最後のところで、「新しい文書館の三つの『み』」のところを「ア」に変えて下さい。

【北川】 いや、それはいけません。それは変えるのではなくて、「三つの『み』」に重ねて「三つの『ア』」があるんです。これは人間集団としての自己定義なんです。

〔特別講演・シンポジウム〕 文書館の昨日・今日・明日

一世紀を越えて――



昭 副館長
戸 島 振り返って、現
在の状況を見つ

【戸島】 ちょうど時間になりました。司会が下手なまどめをしたら蛇足になるかと思いますので、もうやめにして、最後のお礼の言葉に移ります。創立四十周年、開館四十周年と一つの通過点ではありましたけれども、今年二〇〇一年は新しい二十一世紀に入りました。

二〇〇一年は新

まとめ

「我々とは何か」「この地域とは何か」「この自治体とは何か」という自己定義の根柢にアーカイブズが必要、不可欠だ、ということなのです。

めて、未来の方針を立てるために、文書館の関係者・先達として、後進の私どもにご教示・ご提言を頂きまして大変ありがとうございました。講師の四人の先生方に厚くお札を申し上げます。本当に最後になりましたけれども、ご出席頂いた皆様全員のご健勝・ご健闘をお祈り致します。今後も我々はプレイヤーとして、文書・記録を未来へ伝えていく、世紀を越えて遺していく、そういう深い理念のもとに励みたいと思います。以上、大変ありがとうございました。

(文責 伊藤一晴)